

平成24年(行ウ)第369号 法人文書不開示処分取消請求事件

原 告 レペタ・ローレンス

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面(1)

2012年11月7日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古 本 晴 英



同 弁護士 柳 原 敏 夫



同 弁護士 神 山 美 智 子



同 弁護士 船 江 理 佳



目 次

第1 はじめに	2頁
第2 「成績・計画概要書」の存在	3頁
第3 法人文書目録(2)の文書の特定——川田元滋氏及び大島正弘氏の「実験ノート」が存在すること——	6頁
第4 法人文書目録(2)の文書の法人文書性について	8頁

第5 本件実験ノートが不開示情報に該当しないこと	12頁
第6 結語	13頁
第7 求釈明	13頁

第1 はじめに

本件訴訟は、被告の2008年（平成20年）2月12日付「法人文書の開示請求に係る決定について」（甲2、以下「本件不開示等決定」という）のうち、訴状別紙法人文書目録（2）記載の文書に関する部分の処分（以下、「本件対象処分」という）の取消を求めるものである。

原告の本件不開示等決定に対する異議申立後、被告は本件不開示等決定を変更し、訴状別紙異議申立書目録（1）記載の文書については大部分を開示するとしたが、訴状別紙法人文書目録（2）記載の文書（以下「法人文書目録（2）の文書」という）については独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（以下、「法」という）2条2項に定める「法人文書」に該当しないことを理由として、全部不開示とすることを維持した。

したがって、本件訴訟においては、法人文書目録（2）の文書の特定、同文書の「法人文書」該当性、及び不開示事由該当性が争点となる。

ところが、被告は、原告の本年9月3日付求釈明に対し、準備書面（1）において、すなわち本件訴訟になって初めて、被告の「法人文書」として、「成績・計画概要書」なる文書が存在し保有していることを明らかにした。

そこで、以下では、まず第1に「成績・計画概要書」が被告の「法人文書」として存在していることとの関係で、本件対象処分が違法であることを述べ、

第2に、法人文書目録（2）の文書の特定、同文書が「法人文書」に該当すること、及び不開示事由に該当せず、本件対象処分が違法であることを述べる。

第2 「成績・計画概要書」の存在

被告は、本件訴訟になってはじめて、被告の「法人文書」として「成績・計画概要書」なる文書が存在することを明らかにしたが、以下に述べる原告の本件開示請求及び被告の対応の経緯から、被告が開示請求対象文書の特定を怠ったものであることは明らかであり、本件対象処分は違法である。

1 原告の開示請求対象及び被告の対応

原告は、2007年（平成19年）12月13日、被告に対し、法4条に基づき、訴状別紙請求文書目録記載の文書等の開示請求をした（甲1）。

同請求書は、

「本件情報公開請求日までの、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての下記の実験に関するすべての情報を含んだ、いずれの記録媒体かのいかんを問わずアナログデータ及びデジタルデータの全体。

記

2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験

以下にその例を挙げるが、これに限らない。

(1) 下記の作成者によるすべての実験ノート、或いは実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート。ラボノート。ラボラトリ一記録、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他名称のいかんを問わざ実験の生データ（raw date）を記録したすべての書類（アナログデータ

タ及びデジタルデータ)。

記

ア、川田元滋 氏

イ、矢頭治 氏

ウ、平八重一之 氏

エ、大島正弘 氏

(2) すべてのレジメ、レポート、報告書などその他名称のいかんを問わず実験内容を検討し或いは報告するために作成し、請求先で保存されたすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）

(3) 外部に抗体など試料作成を委託したときに作成したすべての書類（依頼書。依頼先、依頼内容を記した書類。依頼先に渡した抗原の情報を記載した書類など）」

となっている（一部略、アンダーラインは原告代理人による）。

これに対し、被告は、請求対象文書を特定して、甲2の本件不開示等決定をしたが、同決定には、全部開示する文書と部分開示する文書と全部不開示とする文書が記載されており、同決定中に今般被告が存在を明らかにした「成績・計画概要書」なる文書は特定して記載されていない。

原告には、そもそも被告がどのような文書等を保有しているのか不明なため、甲2の本件不開示等決定記載の文書が全てであると考え、部分開示となった法人文書目録（1）の文書のうちの一部と全部不開示となった法人文書目録（2）の文書について、異議申立をした（甲3。以下、本異議申立事件という）。

そして、本異議申立事件が、情報公開・個人情報保護審査会に諮問され、同審査会の審理の過程において、被告は、全部不開示とした法人文書目録（2）の文書について、矢頭治氏及び平八重一之氏が作成、保有する「実験ノート」

は物理的に存在するが法人文書には該当しない、川田元滋氏及び大島正弘氏は「実験ノート」を作成、保有していないと主張し（甲11補充理由説明書1～2頁）、それ以外の文書は存在しないものとしてその当否が争われてきた（なお第3で後述のとおり、原告は、川田元滋氏及び大島正弘氏の「実験ノート」が物理的に存在しないという点についても争う）。

ところが、今般訴訟段階になって初めて、被告は、「成績・計画概要書」なる文書が存在することを明らかにしてきたのである。

そして、同文書は、「年に1回、被告内での各研究課題の担当責任者（委託プロジェクトおよびその他外部資金プロジェクトの場合は代表研究者）が、関係研究者から年度ごとにそれぞれの管理する実験データを取りまとめた研究成果を収集し、年度報告として取りまとめた」文書ということである。

2 本件対象処分は違法である

被告は、今まで法人文書目録（2）の文書は「法人文書」ではないと主張し、一方本件訴訟で「概要書は、被告が組織的に管理するものであり、法2条2項にいう『法人文書』である」としているのであるから、甲2の本件不開示等決定は「成績・計画概要書」を開示請求対象文書としていなかったということを自認したものであり、文書の特定を怠った違法なものであることが明らかである。

そして被告が、本件訴訟において、「成績・計画概要書」について法5条4号ホの不開示事由該当性を主張していることから、「成績・計画概要書」の中には実験の生データが記録されていることが強く推測され、同文書は前記原告の開示請求書にある（1）の「その他の名称のいかんを問わず実験の生データを記録した文書」に該当するというべきであり、法人文書目録（2）の文書に該当することは明らかである。

原告が異議申立をして、本件訴訟の対象となっている本件対象処分（平成20年2月12日付でした法人文書不開示処分のうち別紙法人文書目録（2）記載に関する部分）の中には、「成績・計画概要書」が不存在のために不開示であるという処分が含まれていると考えるべきであり、「成績・計画概要書」は存在しているのであるから、同処分は被告が文書の特定を怠った違法なものである。したがって、本件対象処分は、それだけで取消されるべきである。

第3 法人文書目録（2）の文書の特定——川田元滋氏及び大島正弘氏の「実験ノート」が存在すること——

被告は、本異議申立事件が情報公開・個人情報保護審査会に諮問され、同審査会の審理の過程において、全部不開示とした法人文書目録（2）の文書について、矢頭治氏及び平八重一之氏が作成、保有する「実験ノート」は物理的に存在するが法人文書には該当しない、及び川田元滋氏及び大島正弘氏は「実験ノート」を作成、保有していないと主張した（甲11）。しかし、以下に述べる通り、川田元滋氏及び大島正弘氏の「実験ノート」は存在する。

1 川田元滋氏の「実験ノート」について

川田元滋氏は単独または共著で、本研究プロジェクトの実験データをそのまま或いは集計・解析等をして得られたデータを盛り込んだ書面（甲6・同7）・論文（甲8）を作成している。すなわち、実験ノートに記載された実験データ抜きに、これらの書面作成は不可能である。では、一体、川田氏は誰の実験ノートを使ったのだろうか。言うまでもなく、川田氏自身の実験ノートであり、それ以外あり得ない。なぜなら、被告によれば、《実験ノート等に「生データ」が記載されていたとしても、単なる数字や記号の羅列であるなど、当該研究者にしか理解できない記載がなされることが多い。すなわち、被告においては、各研究者の保有する実験ノート等は、

被告の内部者を含め、第三者に見せることを予定していない。》（被告準備書面(1)2頁）。アンダーラインは原告代理人。それゆえ、本研究プロジェクトの共同研究者の矢頭治氏及び平八重一氏が作成した実験ノートが存在しても、川田氏はそれを見るることはあり得ないからである。

また、仮に百歩譲って、たとえ矢頭氏及び平八重氏の実験ノートを見たとしても、川田氏はそこに記載された実験データを使って、上記書面（甲6～7）を完成させることは不可能である。なぜなら、川田氏の専門はバイオテクノジーの技術を駆使して遺伝子組換えイネを作り出すことにあったのに対し、矢頭氏は交雑の調査など作物の栽培（甲12の論文参照）、平八重氏は植物病理学が専門であり、川田氏が開発した遺伝子組換えイネの効果・効用を検証するという形で、本研究プロジェクトの役割分担をしているため、2人の実験ノートに記載された実験データを見ても、遺伝子組換えイネを作り出す上で必要な実験データは記載されていないからである。

2、大島正弘氏の「実験ノート」について

大島氏が、本研究プロジェクトとして1996年10月（乙1）から開始された「ディフェンシン遺伝子を導入した組み換えイネ系統の屋内栽培実験」において、研究チーム長の川田氏に続いて、本研究プロジェクトの研究担当者として名を連ねていたことは被告のプレス発表の通りである（甲13）。そして、大島氏の専門も川田氏と同様、バイオテクノジーの技術を駆使して遺伝子組換えイネを作り出すことである。それゆえ、上記の通り、チーム長の川田氏の実験ノートが存在することが明らか以上、大島氏の実験ノートも存在することは自明である。

さらに、本研究プロジェクトの研究成果として、2002年に特許出願された際、大島氏は発明者として名を連ねている（甲14）。従って、実験ノートに記載された実験データ抜きに、上記特許出願書類の作成は不可能であり、川田氏と同様、発明者である大島氏自身の実験ノートを使って上記書類を作成されたこともまた明らか

である。

第4 法人文書目録（2）の文書の法人文書性について

1 組織共用文書とは何か

総務省行政管理局編「詳解情報公開法」によれば、組織共用文書とは《当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する》（24頁1～2行目）。従って、当該文書が「業務上必要なものとして、利用」されている場合は言うまでもなく、仮に当該文書が「業務上必要なものとして、利用」されているか定かでないとしても、少なくとも当該文書が「業務上必要なものとして、保存」されている限り組織共用文書である。

具体的には、決済文書の起案など原案の検討過程で作成する文書は、原案完成と共に不要となり廃棄される運命にあるいわゆる「その場限りのもの」については、組織共用文書に該当しない。しかし、《原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして（原告代理人注：完成後もなお引き続き）保存されているもの》（24頁7行目）は組織共用文書に該当する。なぜなら、このような文書は原案完成と共に不要となる「その場限りのもの」ではなく、その後も別な原案作成のために再び参照され、引用される価値を有する情報が記載されているいわば「原案作成のための基礎資料」だからであり、「業務上必要なものとして、保存」されているものだからである。

2 本件実験ノートを「業務上必要なものとして、利用」している

(1) 単独の研究者ではなく、共同研究者たちの手で遂行されるのが現代科学の一般

的な研究スタイルであり、本研究プロジェクトも共同研究である。それは、甲5（公開特許広報）、同9及び10（日本育種学会出発表資料）の発明者・報告者の記載からも明らかである（被告準備書面(1)6頁以下も同様である）。従って、共同研究遂行の過程で個々の研究者が作成した実験ノートは、少なくとも共同研究者間で見せ合い、被告に帰属する実験データの情報を共有する。従って、その限りで、本研究プロジェクトで作成された実験ノート（以下、本件実験ノートという）は「業務上必要なものとして、利用」されており、従って、組織共用文書に該当する。

(2) また、本研究プロジェクトには研究推進責任者（田中宥司）又は研究管理者（黒田秧）がいるが（被告のプレス発表参照）、彼らは同時に本研究プロジェクトの最重要の論文（甲8）の共同著者でもある。従って、本研究プロジェクトの研究担当者は上記管理者兼共同著者に対し、定期的に、実験ノートを整理した報告用のレジメを作成・提出するのみならず、必要に応じて、実験ノートを見せ、指導を仰ぐことは科学研究の常である。従って、この意味でも、本件実験ノートは「業務上必要なものとして、利用」されており、従って、組織共用文書に該当する。

3 本件実験ノートを「業務上必要なものとして、保存」している

さらに、被告の決定書（甲4）によれば、《研究を行う場合、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理している。また、各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している》（28枚目①）。しかし、上記報告書が作成されたからといって、それと共に実験ノートが不要となり廃棄される運命にある訳ではない。

なぜなら、実験ノートとは《研究室が火事になったら、まっさきにつかむ》くらい重要ななものだからである。研究において《実験の生データより大切なものはありません》、たとえ研究室が火事で焼けて論文や実験装置が焼け落ちても、実験《ノートがあれば論文が書けるし、実験計画が立てられるし、その実験結果をもとにいろいろ組み立てていけるからです。もしもノートがなくなったら、研究室にいなかつたのも同然》（甲15「アット・ザ・ベンチ—バイオ研究完全指南 アップデート版」93頁）だからである。従って、それは研究遂行の間、くり返し参照され、検討されるものであり、また研究成果の論文・報告等「作成のための基礎資料」でもある。従って、この意味で、本件実験ノートは「業務上必要なものとして、保存」されており、従って、組織共用文書に該当する。

4 「実験データそのものが機構に帰属する」ことの帰結

「実験データそのものが機構に帰属する」ことの意味について、被告は次のように主張する。

《実験データについては、被告の了解を得ずに被告以外の者に提供ないし発表等することが禁止されている。また、被告においては研究者が転職・退職によって被告を離れる場合、これを持ち出して利用することも禁止されている》（被告準備書面(1)2頁）

そうだとしたら、言うまでもなく、実験データを、被告の了解を得ずに勝手に消去・廃棄することも禁止されている筈である。

ところで、実験の生データを記載したのが実験ノートにほからならず、物理的に両者は一体の関係にある。従って、被告主張のように、実験データを被告の了解を

得ずに被告以外の者に提供ないし発表等が禁止されている以上、実験ノートを被告の了解を得ずに被告以外の者に提供・公開することが禁止されることを意味する。また、被告を離れる場合、実験データを持ち出して利用することが禁止されている以上、被告を離れる場合、実験ノートを持ち出すことが禁止されることを意味する。同じく、実験データを、被告の了解を得ずに勝手に消去・廃棄することも禁止されている以上、実験ノートを被告の了解を得ずに勝手に廃棄処分することも禁止されることを意味する。

つまり、「実験データそのものが機構に帰属する」ことから、文書（実験ノート）の保存・廃棄状況について、研究者は被告の了解を得ずに実験ノートを勝手に処分（第三者に提供・公開。廃棄）できないことが導かれる。

また、たとえ実験ノートを持っているのが研究者だとしても（直接占有）、実験ノートに対して被告の以上の支配権能が及ぶ以上、被告が実験ノートを間接占有＝管理・保存していることも言うまでもない。

5 本件実験ノートの記載内容について

この点、被告に言わせると、《単なる数字や記号の羅列であるなど、当該研究者にしか理解できない記載がなされることが多い》（被告準備書面(1)2頁）。

しかし、元来、これでは実験ノートとして失格である。なぜなら、共同研究においては《他の研究者にもノートが理解できるように書いておかなくてはダメ。記録者にしかわからないような乱雑な記録はわかりにくいだけではなく、信頼性を失われます》（甲15「アット・ザ・ベンチ－バイオ研究完全指南 アップデート版」93頁）。

のみならず、たとえその文書（実験ノート）に記載された情報が未整理・判読しづらいものだとしても、それをもって組織共用文書性を否定する理由にならない。なぜなら、厚生省のHIVウィルス感染訴訟において、非加熱製剤の危険性を明らかにする会議資料として明るみにされた、当時の会議の未編集の録音テープや担当職員のいわゆる「郡司メモ」が組織共用文書に該当することからして、また、国立病院の医師のカルテがたとえ未整理・判読しづらいものだとしても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律上の（同時に、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律上も）組織共用文書に該当することからしても、明らかだからである。

6 小括

以上の通り、組織共用文書の点からも、文書の保存・廃棄状況の点からも、本件実験ノートが「法人文書」に該当するのは自明である。

第5 本件実験ノートが不開示事由に該当しないこと

被告は、答弁書において、《仮に本件文書（実験ノート）が法人文書に当たるとしても、法人文書の開示除外事由である法5条4号ホの要件を充たす》と主張する（4頁2）。しかし、本件実験ノートは法5条4号ホの不開示事由に該当しない。理由は以下の通りである。

第1に、そもそも実験ノートの核心部分は実験の生データという客観的な事実を記録する点にあって、研究者のアイデアや意見ではない。それゆえ、部分開示により実験の生データが公開されても、被告が危惧するような《各研究者の自由な発想、

創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する》(答弁書4頁2(2))恐れはない。

第2に、本研究プロジェクトは、現時点において基本的に終了しており、もはや(1)知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の問題も(2)試行錯誤の段階の問題も生じる余地がない。それゆえ、たとえ全部開示により実験ノートに記載された研究者のアイデアや意見まで公開されたからといって、《各研究者の自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する》恐れもない(以上の詳細は、本異議申立事件が情報公開・個人情報保護審査会に諮問され、同審査会の審理の過程において原告より提出された意見書〔甲16〕6~12頁参照)。

第6 結語

以上の通り、本件対象処分は違法であり、取消されるべきである。

第7 求釈明

被告は、原告の求釈明「3、実験データをまとめた報告のやり方」に対し、準備書面(1)で、次のように回答した。

《被告においては、年に1回、被告内の各研究課題の担当責任者が、関係研究者から年度ごとにそれぞれの管理する実験データを取りまとめた研究成果を収集し、年度報告として取りまとめた成績・計画概要書が作成されている》(3~4頁。アンダーラインは原告代理人)。

しかし、そもそも被告は次のように主張していた。

《研究を行う場合、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理している。また、各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している》(決定書(甲

4) 28枚目①。アンダーラインは原告代理人)。

これを受け、前回、原告は次の通り、求釈明をした。

《本研究プロジェクトにおいて、各研究員からチーム長に対してなされる「実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況など」の報告とは》何が明らかにされたい、と。

しかし、被告は、依然、各研究員からチーム長に対してなされる報告について明らかにしていない。そこで、改めて、次の事実を明らかにされたい。

- ①. 各研究員からチーム長に対する報告はどのようになされるのか。
- ②. 本研究プロジェクトの担当責任者は誰か。そしてこれを裏付ける証拠は何か。

以上